



## I. 専門職としての基本的態度

項 目	内 容
1. 時間，規則，心得を守り，社会人にふさわしい身だしなみ，態度，言葉使いができる	決められた規則や心得，その施設で設けられている学生のための任務と本分を守ることができる。また，相手に不快感を与えないような社会人として望まれる身だしなみや態度，言葉使いができる。
2. 作業療法職員，他職員と適切なコミュニケーションがもてる	必要な時に，OT職員や他の職員との交流を保てるようなコミュニケーションをとることができる。
3. 対象者と適切なコミュニケーションがもてる	対象者の状況に合わせた態度や言葉遣いをすることができ，サービス提供者としての態度で接する。公私の区別，信頼関係，家族との関係も含まれる。
4. 与えられた課題を期限内に責任をもち計画的に遂行できる	レポート等の提出期限を守る。課題を計画的に仕上げていくことができる。
5. 作業療法への探求心・意欲・創造性が行動としてみられる	作業療法に対する探求心や意欲，積極性が態度や行動にみられる。

## II. 作業療法評価

項 目	内 容
1. 疾患，障害について知識を整理するとともに文献等を積極的に活用し理解する	担当した対象者の疾患・障害に対する基礎的な知識や作業療法で実施される一般的な評価方法，項目について理解し，有効に活用していくことができる。不明な点に関しては文献や資料，質問等により解決できる。
2. 対象者の評価に必要な情報の範囲と内容を決め収集することができる	対象者のよりの確な評価を行うために必要な情報を，適切な方法で収集し，整理できる。得たい情報を整理し，他部門と連絡をとり具体的な日程や手順を組む，得られた情報を整理する，情報を管理するなどが含まれる。
3. 適切な評価方法の選択ができる	どのような情報を得るためにどのような評価を行うのか。観察，面接，検査測定など，対象者を理解するために適した評価方法を選択できる。
4. 選択した評価を適切な順序・方法で実施できる	適切な方法で評価実施でき，その間の対象者の反応を観察し的確に捉えることができる。またその場の状況に合わせて，必要ならば適切な実施方法に変更できる。
5. 評価結果から全体像をまとめることができる	行ったすべての評価結果をICFに基づきまとめることができる。
6. 問題点と利点を整理できる	対象者の状態，現在及び将来においての生活を考慮して，問題点の焦点化ができる。肯定的側面と否定的側面，優先順位 など。

### Ⅲ. 作業療法治療計画

項 目	内 容
1. 対象者の作業療法長期目標を設定できる	対象者の作業療法長期目標を各部門の目標も考慮して作業療法評価結果から適切に設定できる。目標の妥当性と評価結果との整合性を判断して評価する。
2. 長期目標達成のための具体的な短期目標を設定できる	長期目標と関連づけて短期目標を設定することができる。
3. 治療順序の選択を適切に行うことができる	具体的にどのように実施するか、治療順序を適切に組み立てることができる。
4. 治療活動の選択を適切に行うことができる	実際の治療活動が治療目的や対象者の状態にあわせて選択できる。
5. 変化に応じて治療計画を変更できる	対象者の変化により、治療順序や治療活動を柔軟、かつ、機敏に適応させることができる。

### Ⅳ. 作業療法治療実施

項 目	内 容
1. 治療の目標、目的、手段を対象者およびその家族に説明できる	対象者や家族に応じて、治療の目標と目的と手段を適切に説明できる。
2. 治療手段を適切に実施できる	選択された治療活動を目的に適合させて活用することができる。
3. 治療実施の際、安全性を考慮できる	対象者の安全性を第一に考慮することができる。身体的、心理的安全性、禁忌、注意事項や器具の安全性、環境整備等が含まれる。
4. 対象者の変化に応じた治療を実施できる	対象者の変化に気づき、変化に応じて治療内容を柔軟に変更することができる。

## V. 記録・報告

項 目	内 容
1. 記録すべき必要な事項を選択することができる	評価実施から得た情報の中で、記録すべき事柄や報告書に記載すべき事柄が過不足なく選択されている。
2. 記録および報告は適切な専門用語を用いて簡潔に文章で表現することができる	観察、実施したことを、客観的事実に基づいて、簡潔に文章で表現することができる。正確な専門用語を適切に使用することや、文字の読みやすさも含む。
3. 口頭での報告を適切に行うことができる	必要な口頭での報告を主旨にそって、正確に相手に伝えることができる。

## VI. 管理・運営

項 目	内 容
1. 作業療法業務として説明されたり役割が与えられたことを理解し行動に移すことができる	備品、カルテ、書類など必要な管理業務を行うことができる。
2. 作業療法について適切な紹介と説明をすることができる	見学者、他部門の職員、家族等へ必要なときに作業療法の説明が対象者にあわせて行うことができる。

VII. 本学生に対してお気づきのことがありましたらご意見をお書き下さい。

日 付

指導者署名

Ⅷ. 学生の意見

目 付

学 生 署 名